

長与・時津環境施設組合

競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和6・7年度版

長与・時津環境施設組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品等（製造・販売・役務）の競争入札に参加を希望する者は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1. 申請期間

(1) 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年3月8日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで
（正午から午後1時を除く）

2. 提出先及び提出方法

(1) 受付場所

〒851-2129
長崎県西彼杵郡長与町齊藤郷1073番地
長与・時津環境施設組合
(TEL 095-865-9386)

(2) 提出方法

持参：令和6年3月8日（金）午後5時まで

郵送：令和6年3月8日（金）の当日消印まで有効

なお、郵送される場合は、受付票を返送いたしますので、**84円切手を貼った返信用封筒<定形>を必ず同封願います。**

3. 提出資格

- (1) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、同法第27条の29の規定による総合評定値の請求を行った者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。
- (3) 本社に係る国、県、市町村における税の滞納がない者。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者。

《参照》地方自治法施行令


第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4. 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。

5. 提出書類

以下に記載する書類を「A4判ファイリング用個別フォルダ」に入れて提出してください。
その他のファイル形態では受付をいたしませんので、ご注意ください。

番号	提出書類	建設工事	測量・設計 業 務	物品製造 等その他	留意事項
①	電算処理カード(様式1)	○	○	○	組合独自様式 ※必ず提出のこと
	様式2-1 (建設工事業者)	○			要する項目分のみ必ず提出のこと
	様式2-2 (測量、コンサルタント業務等の業者)		○		
	様式2-3 (物品製造業等業者)			○	
	様式2-4 (物品販売等業者)			○	
	様式2-5 (役務提供等業者)			○	
	様式3 (物品申請書)			○	統一様式あればよい
②	入札参加資格審査申請書	○	○	○	統一様式 (物品のみ: 様式3があればよい)
③	商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書 (写し可)	○	○	○	・法人は登記簿謄本、個人は身元証明書(本籍地のある市町村で取得) ・証明日が3か月以内のもの
④	経営事項審査結果通知書 (写し可)	○			有効期限内で審査基準日が最新のもの
⑤	・本社に係る国、県、市町村の納税証明書 (写し可) (県、市発行)	○	○	○	・3ヶ月以内の証明 長与・時津町内業者: 法人県及び町 長与・時津町内個人: 個人県及び町 町外の県内業者: 法人県及び市町村 町外の県内個人: 個人県及び市町村 県外業者: 本社に係る法人県及び市町村 (営業所に全権委任の場合は所轄地の法人県及び市町村) 県外個人: 経営地個人県及び市町村
	・消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可) (税務署発行) その3の3	○	○	○	
⑥	営業所一覧表	△	△	△	統一様式 営業所なき場合は不要
⑦	年間委任状 (原本)	△	△	△	年間委任を行う場合
⑧	使用印鑑届 (原本)	○	○	○	・任意様式 ・代表者をあらかず印鑑を使用
⑨	工事・業務、販売等の経歴実績調書	○	○	○	統一様式 直前2年間分
⑩	建設業許可証明書 (写し可)	○			3ヶ月以内の証明
⑪	技術者、資格者名簿	○	○		統一様式
	登録・認可等証明書 (写し可)		△	△	営業上必要とされる登録・許可がある場合
⑫	代理店・特約店等の証明書 (写し可)			△	有する場合
⑬	ISO、EA21等の取得登録証の写し	△	△	△	取得している場合

※1: 「統一様式」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の様式を指します。